

土地開発公社解散について

吉野 高史 議員

質問 土地開発公社の負の遺産とも思われる莫大な借金ツケを市民に押しつけるという「卑劣きわまりない行為」に対し、何ら責任を考えていない「無責任」な行政については、どの部署に責任があるのか、お尋ねします。

答 土地開発公社事務局

として、買い戻しと思うように進まなかった依頼主各課の事情を説明する立場ではございませんが、責任の所在の一つは、公社へ先行取得を依頼した各課にあるものと認識しております。現実的には市の買い戻しが困難であることを認識しながら有効な手段を講じるこ

とができなかった部分について、公社といたしましては責任の一端を重く受けとめております。結果として議員ご指摘のとおり、多額の市民負担をお願いするものでございます。

質問 地方公務員法の服務として、同法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」とあるが、一連のず

さんな行政運営のツケである1年間に2億円を20年間にわたって支払い続けるといふ行為に対して、市長を初めとする市役所幹部職員の責任のとり方については、どのように考えているのか。また、こうした行財政全般にわたる無責任体質をどのように改善しようとするのか、お尋ねします。

答 第三セクター等改革推進債を活用して公社を解散することが将来の負担軽減につながり、現在の低利

率を活用し、買い戻すことが市としても公社保有地への責任のとり方であると考えております。時代、時代で施策の展開は求められております。市のためには、断を下して進めてきました。市の施策につきましては、財政の健全性に留意しながら、限られた財源を有効に活用し、市民生活の福祉向上に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

青年が夢と希望の持てる館林と「みなし寡婦控除」の適用を

小林 信 議員

青年の実態の把握を

質問 青年の雇用形態は正規が64・9%、非正規が35・1%と非正規の比率が高くなっています。所得格差も、国税庁調査で、300万円もの開きがあります。館林の総合計画にも青年の問題が取り上げられておりません。館林の未来を担う

青年に夢と希望が持てるまちづくりといえる状況ではありません。二十歳のつどい実行委員会を継続して、青年の要望や意見を聞く場を設け、十分に把握すべきではないでしょうか。

社会全体の使命と考える

答 青年の雇用支援については、ハローワークなど

とも協調して取り組みをしているところです。まちづくりを考えると若者の流出は、活力、にぎわい、税収減、産業の衰退が考えられます。創業支援や新規就農支援等を行い、産業の活性化を図ってまいります。高校生以上の青少年の対策は非常に少なく、スポーツや文化など多様な活動ができるよう推進してまいります。多くの青年との接点を設けながら、青少年の豊かな成長を支えることは、行政の

みならず社会全体の大きな使命と考えております。

未婚のひとり親に適用を

質問 結婚後離婚や死別した世帯には寡婦控除が適用されていますが、法律上結婚をしていない男女間に生まれた子どもを持つ世帯には適用されておられません。寡婦控除が適用された場合、所得175万円以下の世帯では、所得税、住民税など16万8340円の控除が受けられます。全国各地に広がっている「みなし寡婦控

除」の適用を行なうべきではないでしょうか。

実施も含め十分に検討を

答 未婚のひとり親世帯の関係では、生活基盤の弱い世帯ほどその負担が大きくなっている実態があり、生活は厳しくなっていると認識しております。未婚のひとり親世帯と既婚暦のあるひとり親世帯の格差解消に向けて、みなし寡婦控除の実施も含めて、十分に検討していきたいと考えております。